

土器川の河川内に繁茂する樹木の 「公募伐採」応募要領

平成29年10月 2日
香川河川国道事務所

1. 目的と概要

土器川は香川県内唯一の一級河川として、洪水の氾濫防止、上水道・農業用水などの水利用、公園・散策道としての河川利用など、様々な目的で多くの人たちに利用されています。しかし、土器川の河川公園以外の場所は、近年、樹木が過剰に繁茂しており、河川管理上の支障となっています。

このため、国土交通省香川河川国道事務所では、土器川の河川内に繁茂している樹木を、薪などに有効利用する方を募り、自ら伐採し、持ち帰っていただく取り組み「公募伐採」を試行的に実施します。

2. 伐採箇所について

- 伐採箇所：仲多度郡まんのう町大字吉野字上川原地先
(詳細な場所は、別紙「公募伐採範囲図」を参照。)
- 区画割り：1区画幅10～20m程度を予定。申し込み者数により変更あり。
- 主な樹種：アキニレ、ムクノキ、エノキ、センダンなど
- 伐採期間：平成29年12月初旬～平成30年1月末まで。

3. 応募方法

別紙「申し込み用紙」に必要事項を記載し、応募期間中に受付場所に届くよう、郵送もしくはFAX、メール、持参の何れかの方法で提出してください。

「申し込み用紙」は、香川河川国道事務所ホームページ、香川河川国道事務所・工務第一課、土器川出張所でも入手可能です。

香川河川国道事務所HPアドレス：<http://www.skr.ml.it.go.jp/kagawa/index.htm>

- ①応募期間：平成29年10月 2日(月)～10月31日(火)まで
持参する場合は、平日9時～17時00分までにお越し下さい。
郵送の場合は、10月31日(火)の消印まで有効です。

- ②受付場所：香川河川国道事務所 土器川出張所 「公募伐採」係
〒763-8318 丸亀市土器町東7丁目150
TEL：0877-22-8318 FAX：0877-58-0593
E-mail：skr-pk-40808810@mlit.go.jp

4. 現地説明会

実施日時：11月 2日(木) 15時00分～17時00分
11月 3日(金・祝) 10時00分～12時00分

実施場所：仲多度郡まんのう町吉野の樹木伐採範囲付近。

(詳細な場所は、別紙「公募伐採範囲図」を参照。)

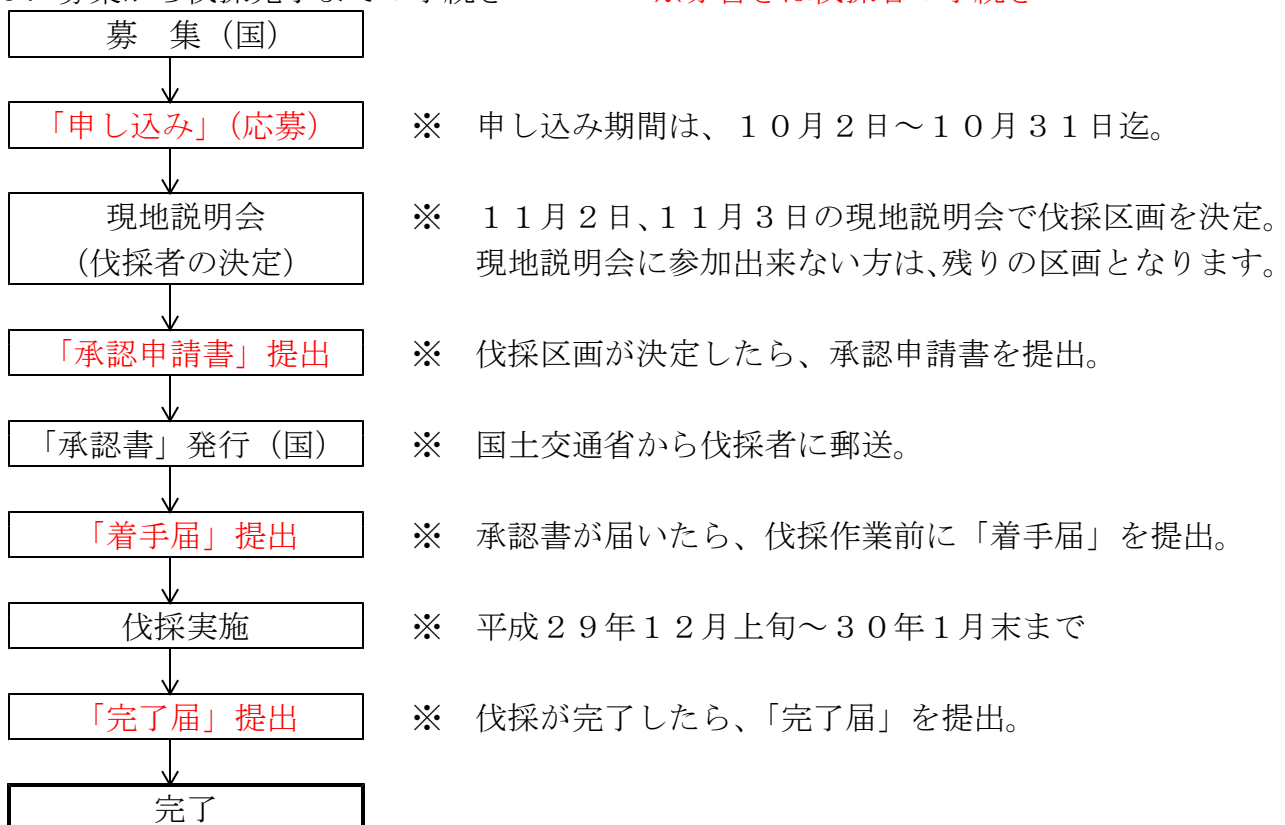
- 実施内容：○受付：各日開始時間の15分前から受付ます。
- 伐採範囲確認：伐採範囲・区画の状況を30分程で確認願います。
- 伐採者の決定：区画毎の伐採者は、11月2日から決定します。
区画毎に伐採希望者を募り、希望者多数の区画は「抽選」を行います。
11月3日は、2日の決定区画の残り区画となります。
- 伐採手続説明：区画毎に決定した伐採者の確認を行い、伐採完了までの手続き資料を渡し、内容を説明します。

5. 応募にあたっての了承事項

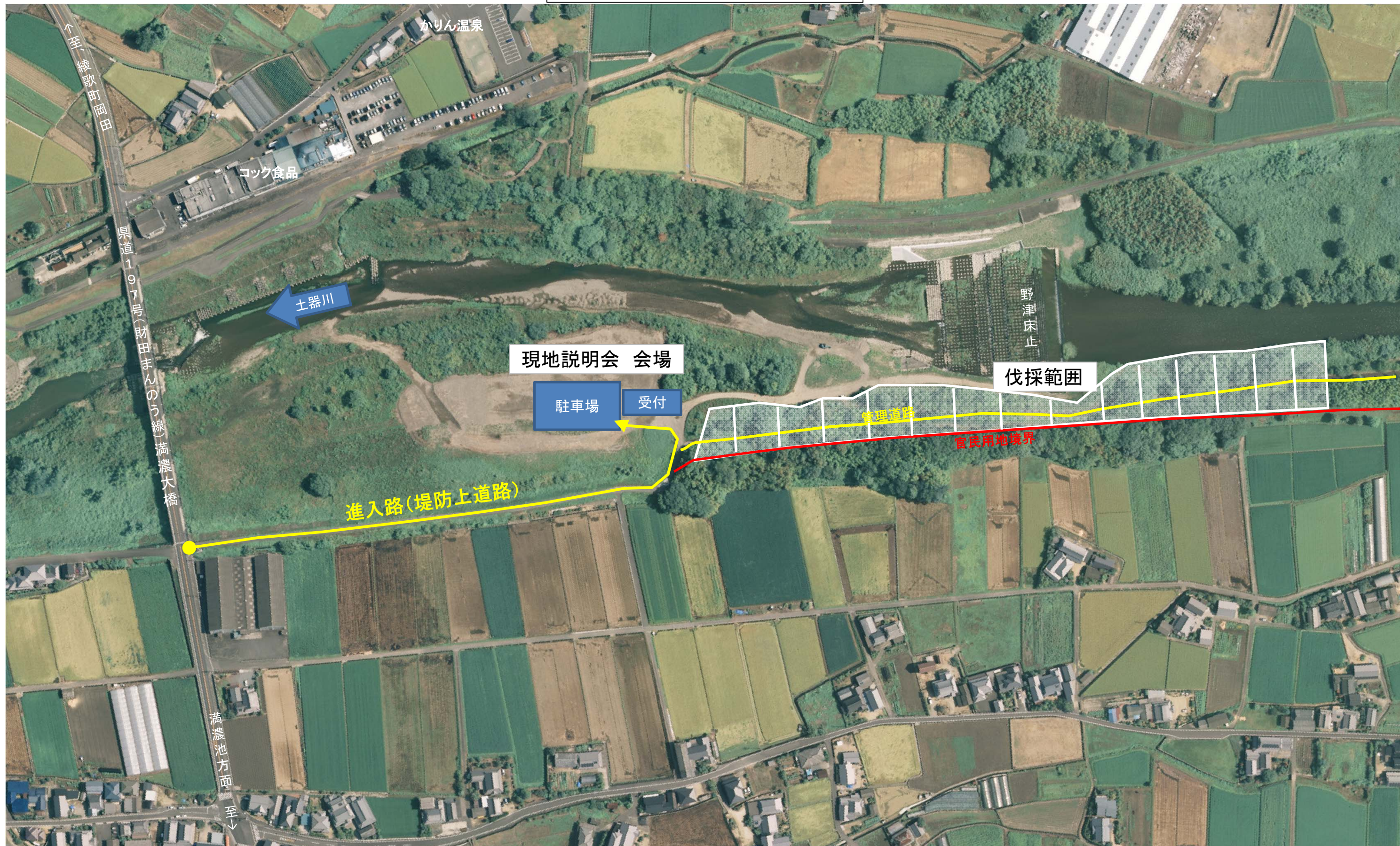
- ①現地説明会に参加してください。伐採区画の決定は、現地説明会で実施します
- ②希望者が多い区画は、抽選となります。
- ③現地説明会に参加できない方は、説明会後に残りの区画から選定していただきます。
- ④決定した伐採範囲の樹木は、応募者自ら伐採し、持ち帰ってください。
伐採樹木の枝・葉についても、出来る限り持ち帰りください。
- ⑤樹木の伐採・搬出に要する労力・費用は、伐採者の負担となります。
- ⑥自損事故、又は第三者に損害を与えた場合は、伐採者の責任で対応してください。
- ⑦河川管理施設に損害を与えた場合は、河川管理者の指示に従っていただきます。
- ⑧伐採木は、伐採者自から利用してください。転売等は認めていません。

6. 募集から伐採完了までの手続き

※赤書きは伐採者の手続き



「公募伐採」範囲図



この正射写真図は、香川県の承認を得て複製したものである。
複製承認番号27み整第67131号

「公募伐採」

申し込み用紙

平成 年 月 日

四国地方整備局
香川河川国道事務所長 様

【応募者連絡先】

住所 〒

(ふりがな)

氏名

印

TEL (携帯可)

FAX

E-mail

土器川の河道内樹木の「公募伐採」について応募します。

記

- 伐採木の使用目的 _____
記入例) 自宅の薪ストーブの燃料として利用。
- 伐採木の持ち帰り：(いずれか一つに○印をつけて下さい。)
 - ①範囲内の樹木を全て持ち帰る。
 - ②枝・葉は持ち帰らずに残す。
 - ③その他 (_____)
記入例) 必要な樹木の幹のみ持ち帰る。
- 現地説明会：(いずれか一つに○印をつけて下さい。)
 - ①参加できる (参加する日： 11月2日(木)、 11月3日(金))
 - ②参加できない

以上

承認申請書

平成 年 月 日

国土交通省 四国地方整備局長 殿

申請者 住所
氏名

下記及び別紙のとおり、河道内の樹木の伐採したいので、河川法第25条に基づき承認を申請します。

記

1. 河川の名称 土器川水系土器川
2. 伐採木の使用目的 _____
3. 伐採する箇所 仲多度郡まんのう町大字吉野字上川原地先
伐採区画番号 ()
4. 作業内容 (伐採木の処理方法について、何れかに「レ」を記載して下さい。)
伐採区画内の樹木を全て持ち帰る。
伐採区画内の枝・葉は持ち帰らず残す。
その他 (_____)
5. 作業の方法 「使用機材など」
(記入例：伐採機械(チェーンソー、なた、草刈機など) 搬出方法(径トラックなど))
6. 作業期間 承認の日から平成 年 月 日まで(9時～17時)

申請・実施にあたっての条件

1. 作業に伴い自己及び第三者に生じた障害、損害については申請者の負担とする。
2. 設置した仮設物が洪水時に支障があるとき、又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設を損傷しないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 枝を引き取らない場合は出張所の指示に従い集積する。
7. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
8. 決定した区画以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
9. 承認された以降に、申請者に河川法に抵触する行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者が負担する。

着 手 届

平成 年 月 日

四国地方整備局
香川河川国道事務所長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

平成 年 月 日付け、国四整香河管第 号による土器川の河道内
樹木伐採を、下記のとおり着手するので届けます。

記

1. 着手予定年月日 平成 年 月 日
2. 完了予定年月日 平成 年 月 日
3. 施行箇所 仲多度郡まんのう町大字吉野字上川原添地先
伐採区画番号 ()
4. 許可工期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

完 了 届

平成 年 月 日

四国地方整備局
香川河川国道事務所長 様

住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け、国四整香河管 第 号許可による、

河 道 内 樹 木 伐 採 を完了したのでお届けします。

記

- 1) 完了年月日 平成 年 月 日
- 2) 伐 採 箇 所 仲多度郡まんのう町大字吉野字上川原添地先
伐採区画番号 ()
- 3) 伐 採 方 法 「承認申請書」記載のとおり
- 4) 許 可 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 5) 添 付 書 類 ・ 伐採後の写真 (伐採前と伐採後)

※ 「公募伐採」の取り組み内容に対する要望があれば、記載して下さい。